

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則  
第6条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲について

〔平成16年5月13日〕  
〔高等専門学校機関別認証評価委員会決定〕

独立行政法人大学評価・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第8条の規定に基づき、細則第6条に規定する自己の関係する高等専門学校の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象校に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 二 評価対象校に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 三 評価対象校に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去3年以内に在職していた場合
- 四 評価対象校の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去3年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該高等専門学校を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の高等専門学校又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。